

【文教厚生委員会】閉会中の調査事項についての中間報告

議長のお許しをいただきましたので、当文教厚生委員会が令和7年度の閉会中の調査テーマを「読み書きの困難を抱える子どもたちへの支援について」とし、調査研究してまいりました内容について、ご報告申し上げます。

近年、全国的に発達性ディスレクシア、いわゆる読み書きに関する学習障がいへの関心が高まる中、わが子や児童生徒にも同様の困難があるのではないかと不安を抱く保護者や教職員が増えています。しかし、読み書きに困難を抱える児童生徒の多くは、知的な遅れを伴わず、外見や学習態度だけでは困難の有無を判断しにくいことから、学校や家庭で正確に把握することが容易ではありません。

そのため、本人の努力不足や怠慢と誤解されやすく、周囲の理解不足も相まって、発見が遅れ、必要な配慮や支援が十分に行われないう構造的な課題があります。

現在、半田市で発達性ディスレクシアと診断されている児童生徒は2名ですが、NPO法人LD/ディスレクシアセンター前理事長、宇野彰氏によると、発達性ディスレクシアの出現頻度は、約8%とされ、35人学級であれば2名から3名に相当します。本市でも診断に至っていない児童生徒が一定数いると考えるのが自然であり、早期発見が極めて重要です。

また、発達性ディスレクシアの子どもの大学・短期大学・高等専門学校への進学率が著しく低い状況にあることも見逃せません。これが、必要な配慮が得られず、学びに結びつけることができなかつた結果であるとすれば極めて深刻な事態です。

発達性ディスレクシアの子どもたちは、適切な支援を受けることで、学びの可能性を十分に伸ばすことが可能であることは、さまざまな事例から明らかになっています。

すべての子どもが個性を生かして学べる環境を整えることは、教育の公平性を確保するうえで不可欠です。

以上の課題を踏まえ、当委員会では、読み書きに困難を抱える児童生徒への支援体制や実践方法を具体的に把握するため、専門機関、自治体における取組について調査・研究を行いましたので、その内容についてご報告いたします。

まず、東京都にある「一般社団法人 読み書き配慮」において、読み書きに困難を抱える児童生徒への具体的な支援方法、現場の課題や実態などについて学びました。

【文教厚生委員会】閉会中の調査事項についての中間報告

支援方法の例として、一部の小学校では、文字入力や読み上げ機能を備えたアプリ「もじソナ」の実証実験が行われるなど、ICTや専用ツールの活用が進められており、児童生徒が授業内容に遅れることなく、希望する学校への進学が可能となる取組が実施されていました。

また、事例ごとのデータベースが整備されており、学校や保護者、支援者が児童生徒の困りごとや支援事例を共有できる仕組みが構築されていました。

タブレット端末や読み上げソフトを活用することで、学習上の障壁の軽減も図られ、また、検査のために、全国から児童が訪れている現状を知ることができ、障がいの認知や支援体制の整備、保護者と教員間の相互理解と早期認知の重要性も確認することができました。

さらに、適切な支援を受けられずに学校生活の早い段階でつまずきが生じると、学習意欲の低下や自己肯定感の喪失につながり、不登校などの二次的な問題へと発展する可能性もあることがわかりました。

個別の支援については、児童生徒が自ら支援を申請できる体制の重要性も示されており、菊田代表のご息が発達性ディスレクシアであるという実体験に基づく支援の在り方からも、非常に具体的で多くの学びを得ることができました。

次に「東京都障がい者発達支援センター」では、発達性ディスレクシアに限らず、障がい全般に関する相談体制や利用状況、センターが担う役割、相談内容の傾向、さらには支援制度の概要について伺いました。

相談支援について、令和6年に寄せられた相談件数は、合計625件であり、そのうち約93%は電話による相談で、相談対象は主に小中学生です。相談者の63%は母親ですが、障がいかな否かを判断できない子ども自身も相談に来ることがあり、必要な支援機関や専門家につなぐ橋渡しの役割を果たしているとのことでした。

次に、「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」では、発達性ディスレクシアに関する医学的基礎知識のほか、医療の現場で行われている実際の支援や、合理的配慮の考え方と具体的な手法について説明を受けました。

発達性ディスレクシアは、多くの場合、知的障がいを伴わないことや、主に学習面で課題が生じることが確認できました。実際の支援にあたっては、自閉症など併存する障がいへの治療に加え、学習技能向上のための指導と漢字にルビを振るなどの合理的配慮をバランスよく行っているとのことでした。また、指導においては、まず、書くことよりも読むことを優先し、検査は読字テストのみならず、音韻意識、作動記憶、視覚認知など、多角的に実施されているこ

とが分かりました。

外来では、初診に約2時間半をかけて丁寧な診察を行っているとのことでした。このような外来体制が可能なのは、病院と研究センターが一体となって運営されていることによるものであり、他の医療機関で、同様の運営を行うことは、採算面の制約から非常に難しいという現状も知ることができました。

次に茨城県つくば市に伺いました。つくば市は、教育現場・行政・家庭が連携し、ICT活用と合理的配慮を組み合わせることで学習障がいへの対応を体系的に行っている先進的な都市でもあります。今回の視察では、支援を含む教育体制や具体的な取組、ICT活用の状況や課題について学びました。

まず、教育体制については、全校に特別支援教育コーディネーターを配置し、教員研修や専門講座を体系的に実施することで、教職員の特別支援教育に関する意識向上や指導スキルの向上を図っていました。就学時健康診断では、ひらがな読み10文字のスクリーニング検査を実施し、さらに小中一貫教育の中で、1年生時と7年生時に発達性ディスレクシアのスクリーニング検査を行うことで合理的配慮の必要性を再確認する体制が整えられており、継続的に検査を行うことで、早期発見と切れ目のない支援体制が構築されていました。

教育支援については、パソコンやタブレット等のICT機器を活用し、聞いて理解する学習の強化や、キーボード入力・音声入力による学習負担の軽減が図られていました。

また、ICTは特別な支援ではなく、学びの基盤として位置づけられており、教室内では教科書やテストへのルビ振り、座席の前方配置などの合理的配慮も行われていました。

一方で、つくば市は、教職員の力量や経験の差による対応のばらつきがあることが課題とのことでした。また、特別支援教育に関する研修を受けた教職員が必ずしも全ての学校に十分配置されているわけではなく、研修済みの人材を安定的に確保する仕組みや、教員間での情報共有・連携体制のさらなる強化が求められていました。加えて、個別支援を学校現場で継続的に実施するための時間的・人的余裕の確保も課題とされていました。

以上の調査を踏まえ、委員から出された意見については、次のような内容でした。

まず、早期に発見するための体制の確立について

1. 障がいや困難さを早期に発見することが、その子にとっての合理的配慮への入口となるので、就学前や小学校低学年でのスクリーニング体制を構築するべきである。

【文教厚生委員会】閉会中の調査事項についての中間報告

1. 自閉症など他の障がいとの併存も多いため、既存の医療的支援と教育的支援の連携体制をさらに充実させ、一体的に対応できる環境づくりを構築する必要がある。

次に、学校現場における支援の標準化と質の向上について

1. 発達性ディスレクシアへの支援は「特別扱い」ではなく「誰もが等しく学べる環境づくり」として捉えるべきである。
1. 特別支援教育コーディネーターの育成を強化し、各学校や教職員間の認識・対応の格差をなくす必要がある。
1. ICTは、特別な支援ではなく、すべての児童生徒の学びの基礎として位置づけ、学習の負担軽減や意欲向上につなげる必要がある。
1. ICT指導などについて先行事例を参考にしてアプリ活用を進めるべきである。
1. 読み書き支援アプリ等を試験的にでも早期に導入するべきである。
1. 教職員の配属問題や転任体制の課題を考慮する必要がある。

次に、家庭支援と地域連携の推進について

1. 発達性ディスレクシアの子どもの支援は、その特性を正しく理解し、学校・家庭・地域が一体となり支える事が鍵である。
1. 発達性ディスレクシアの子どもの進学率は極めて低いため、早期から進学・就職を見据えた伴走支援が必要である。
1. 発達性ディスレクシアの子どもの孤立しないような配慮を進める必要がある。
1. 保護者への基礎知識に関する啓発を未就学段階から行い、早期認知と対策を講じる必要がある。
1. 保護者の孤立を防ぐため保護者会や懇談会等を通じて発達性ディスレクシアについての理解促進を図ることが求められる。
1. 当事者の声や親の苦悩を社会が受け止め、社会全体でこの問題に向き合う必要がある。

次に、医療と教育の連携強化について

1. 教職員に対し、専門家による定期的な研修を実施するべきである

以上の意見を踏まえ、当委員会では以下のとおり提言をいたします。

- 1 早期発見するための体制の確立について

【文教厚生委員会】閉会中の調査事項についての中間報告

一つ 読み書きに困難を抱える児童を早期に発見するため、年長児や小学校低学年の段階からスクリーニングを実施すること。

2 学校現場における支援の標準化と質の向上について

一つ 学校ごとの対応差が生じないように、合理的配慮の基準や活用例を整理した統一的なガイドラインを作成すること。

一つ 発達性ディスレクシアをはじめとする学習困難への理解を深めるため、教員研修を継続的に実施し、専門的指導方法を学ぶ機会を保障すること。

一つ 読み上げ機能や音声入力などのICTを、特別な支援ではなく学びの基礎ツールとして位置づけ、学習上の負担を軽減し意欲向上につなげる環境を整備すること。

3 家庭支援と地域連携の推進について

一つ 地域社会における理解不足を解消するため、発達性ディスレクシアに関する啓発を継続的に行い、本人や家族が孤立しない環境づくりを推進すること。

4 教育と医療の連携強化について

一つ 教育機関・医療機関・家庭が情報共有しやすい仕組みを整備し、併存する特性も含めた総合的な支援につなげること。

一つ 医療的助言を受けられる体制をさらに充実させ、保護者が必要な支援に早期にアクセスできる環境を整えること。

当局におかれては、発達性ディスレクシアについて、早期発見・支援体制の構築、学校現場の支援の標準化、医療・家庭との連携強化、地域啓発の推進を総合的に進め、すべての子どもが安心して学べる環境整備を一層推進して頂きたいと考えます。

以上で、令和7年度文教厚生委員会閉会中調査テーマの中間報告といたします。